

志學館大学人対象研究倫理委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。）に、志學館大学学則第66条及び志學館大学コンプライアンス委員会規程第3条第2項に基づき、志學館大学人対象研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学において、研究者が人を対象とする研究（以下「研究」という。）を実施する場合に、本学における研究者の行動規範第4条及び人対象研究倫理ガイドラインに定める研究への協力者（以下「研究対象者」という。）への倫理的配慮の観点から適正に遂行されるために必要な事項を審議することを目的とする。

(任 務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における研究の倫理に係る基本的事項
 - (2) 研究者から申請のあった研究計画の審査に関すること。
 - (3) 研究に係る個人情報の保護に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、実施中又は終了後の研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(組 織)

第4条 委員会は、大学運営会議をもってこれに充てる。

(委員会)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 第3条第1項第2号に定める審査の場合、審査の対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。このとき、当該委員の数は、前2項に係る委員の定数に算入しない。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(審査の方針)

第6条 委員会は、第3条第1項第2号に規定する研究計画を審査する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究対象者の人権の擁護
- (2) 研究によって生じる可能性のある研究対象者及び研究者への不利益及び危険性を回避する方法と倫理上の配慮
- (3) 研究対象者（必要な場合は、その家族等を含む。）に協力を求め同意を得る方法
- (4) 事故等の際の緊急時の対応策

(5) その他法令等に基づく手続きに関する事項

(審査手続等)

第7条 研究者が研究計画の審査を受けようとするときは、別紙1の様式に定める研究審査申請書及び必要に応じて関係書類を、研究者が所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を通じて、学長に提出するものとする。なお、研究者が大学院学生である場合は、別紙2の様式に定める申請書によるものとする。

2 学部長等は、前項の学長への提出の前に、予備審査を行うものとする。

3 学長は、前項の申請があったときは、委員会に当該研究計画を審査させなければならない。

4 委員会は、審査に当たり必要と認めたときは、当該研究者を委員会に出席させ、その説明及び意見を聴くことができる。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 研究者は、承認及び条件付承認の場合は、研究を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

(研究計画の変更)

第9条 研究者は、前条の承認又は条件付き承認となった研究計画を変更するときは、変更後の計画について審査（以下「変更審査」という。）を受けなければならない。

2 変更審査の手続きには、第7条本文を準用する。このとき、「別紙1の様式に定める研究審査申請書」とあるのは、「別紙3の様式に定める変更審査申請書」と読み替える。

(審査結果の通知)

第10条 学長は、委員会の判定結果を別紙4の様式に定める研究審査結果通知書により当該研究者に通知しなければならない。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、総務課で処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

(補則)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙1 第7条第1項関係

志學館大学人を対象とする研究に関する研究審査申請書

令和 年 月 日

志學館大学 学長 殿

所 属 _____

職 名 _____

申請者 _____ (印)

志學館大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規程第7条第1項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究の概要	
6. 研究対象者(予定)の内容(人数、年齢、性別、職業など)	
7. 研究により生じる可能性のある不利益、危険性の有無と倫理上の配慮	
8. 研究対象者に協力を求め同意を得る方法	
9. 事故等の際における緊急時の対応策	
10. その他	

備考

1. 各項目について、具体的かつ詳細に記入すること。
2. 研究計画書の添付により項目5.6.7.の記載に代えることができる。
3. 項目8に関し、インフォームド・コンセントを得る場合は、同意書を添付すること。
4. 項目9に関し、万一の事故発生に際して準備している対応策(緊急時マニュアル等)に

ついて記載又は書類を添付すること。

別紙2 第7条第1項関係

志學館大学人を対象とする研究に関する研究審査申請書（大学院学生用）

令和 年 月 日

志學館大学 学長 殿

所 属 _____

申請者 _____ (印)

志學館大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規定第7条第1項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 研究指導者	(所属)
4. 研究者	(所属)
5. 研究の概要	
(1) 目的と意義	
(2) 研究対象者の内容および確保方法	
研究対象者の内容：	
研究対象者を確保する方法：	
(3) 研究対象者に要請する協力内容	

6. 研究遂行に伴って予想される負担、リスクとそれに対する配慮

(1) 研究対象者に生じうる物理的、心理的負担への配慮について

物理的負担について：

心理的負担について：

(2) データの管理に関わる配慮について

データの保存方法について：

データの処分方法について：

(3) 研究成果の発表に関わる配慮について

発表に関わる研究対象者の了承について：

発表に関わる研究対象者の匿名性の保証について：

7. 事故等の際における緊急時の対処の体制

別紙2 付録

志學館大学における人を対象とする研究に関する研究審査申請書（大学院学生用）

令和 年 月 日

志學館大学 学長 殿

所 属 _____

申請者 _____ (印)

志學館大学人を対象とする研究に関する倫理委員会規定第7条第1項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 研究指導者	(所属)
4. 研究者	(所属)
5. 研究の概要	
(1) 目的と意義	
研究で何をどこまで明らかにするか。そのことで、研究対象者や社会にどのような利益をもたらすことができるかについて簡潔に記入する。	
(2) 研究対象者の内容および確保方法	
研究対象者の内容：	
研究対象者の人数、年齢、性別、職業などを記入する。	
研究対象者を確保する方法：	
研究対象者の抽出方法及び協力への同意の確保の方法について記入する。	
(3) 研究対象者に要請する協力内容	
研究対象者に要請する協力内容について具体的に記入する。例えば、調査への協力の場合は、インタビューや質問紙の内容及び、実験への協力の場合は、条件設定や課題の内容について記入する。さらに、それら協力に要する時間や協力のスケジュールについても記入する。	

6. 研究遂行に伴って予想される負担、リスクと、それに対する配慮

(1) 研究対象者に生じる物理的、心理的負担への配慮について

物理的負担について：

研究対象者が経験しうる時間的、身体的リスク、負担と、それを予防、軽減するための具体的配慮について記入する。

心理的負担について：

研究対象者が経験しうる心理的リスク、負担と、それを予防、軽減するための具体的配慮について記入する。

(2) データの管理に関わる配慮について

データの保存方法について：

データや個人情報の流出や逸失の予防、及び個人情報保護の観点から、研究遂行中のデータの保存や研究終了後のデータの処分における配慮について記入する。

データの処分方法について：

(3) 研究成果の発表に関わる配慮について

発表に関わる研究対象者の了承について：

研究成果の発表について、発表内容に関わる研究対象者の了承を確保する方法及び研究成果の発表において研究対象者の匿名性を保証するための配慮について記入する。

発表に関わる研究対象者の匿名性の保証について：

7. 事故等の際における緊急時の対処の体制

研究について、不測の事故等が生じた場合の報告、連絡、相談や対処の体制について記入する。

4. 添付資料	
5. 備考	

*1 「変更内容」は、「別紙のとおり」と記載の上、既に審査を受けた研究審査申請書に変更を加えたもの等を添付して差し支えない。ただし、変更理由は必ず記載すること。

別紙4 第10条関係

志學館大学における人を対象とする研究に関する研究審査結果通知書

令和 年 月 日

殿

志學館大学

学長 松岡 達郎 ⑩

令和 年 月 日付で申請のあった研究課題について、倫理委員会における審査の結果、下記のとおり判定されたので通知します。

記

1. 研究課題	
2. 研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 判定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当

6. 条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当の理由等